

令和6年度 第1回 千葉県いじめ問題対策連絡協議会（概要）

日時：令和6年8月6日（火）午後2時30分～午後4時30分

会場：千葉県教育会館 本館 303会議室

1 開 会

2 千葉県いじめ問題対策連絡協議会長（千葉県教育委員会教育長）挨拶

3 会員紹介

4 説 明

(1) 千葉県いじめ問題対策連絡協議会の概要について

千葉県いじめ問題対策連絡協議会について、事務局より説明。

5 協 議

(1) いじめ問題の状況について

千葉県のいじめに関する状況等について、事務局より説明。質疑応答。

【意見・質疑応答】

- ・特になし

(2) いじめ問題対策に係る各機関・団体の意見交換

いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況等について

各機関・団体の取組状況（資料「いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況等」参照）を確認し合い、これに基づいて質疑応答及び意見交換。

【意見・質疑応答】

〈議長〉

- ・各機関・団体の取組について、事前に3つの質問を受けているので、該当する団体から回答をお願いしたい。
- ・1つ目は、ストレスチェックについて、具体的には、どのような取組なのかという質問である。

〈千葉大学子どもまごころの発達教育研究センター〉

- ・千葉県教育委員会と連携して、2021年度からWEBでの子どものストレスチェックを開始している。文部科学省が進めるGIGAスクール構想のもと、WEB上で子ども達のストレスを把握することがまごころの健康の1次予防につながると考え、学校でスマホやタブレットを使い実施している。事業の目的は、いじめ・不登校・自殺につながる可能性のある、高ストレス傾向の生徒の早期発見や、生徒の抱える様々な課題や支援ニーズを早期に把握し、重大な事態の未然防止につなげることである。ストレスチェックの結果を、校内ケース会議で検討するとともに、精神科医のコンサルテーションを受けることで、各学校の教育相談体制の一層の充実を図り、自殺予防等生徒が抱える課題等の改善を目指す。
- ・ストレスチェックの質問項目は、PSI パブリックヘルスリサーチセンター版ストレスインベントリー-高校生用を使用している。令和4年度からは、副次項目として悩みの

種類、面談希望先などを追加した。PSI 高校生版の上位尺度は、心身の不調を見る、ストレス反応 (SR) ・ストレスの原因を見る、ストレッサー (ST) ・周囲からの援助を見る、ソーシャルサポート (SS) からなる。

- ・実施については、クラスごとにロングホームルームなどの時間に実施することが多く、約 10 分で回答できる。ストレスチェックの結果は、一定の基準値を設定して、正常ストレスか高ストレスかの判定が表示されるほか、生徒一人一人のストレス状態を 10 角形のレーダーチャートとして示している。ストレスチェックを実施した生徒は、スマートフォンから結果を確認することができる。
- ・これまで、3 年間実施してきた。中学校では千葉大学附属中学校で、高校では県内県立高校で実施している。昨年度 2 学期の実施者は千葉県立高校 103 校 31, 181 人、3 学期は 33 校 3, 720 人であった。2 学期の結果からは、13. 7% の生徒が高ストレス状態であることがわかった。
- ・実施後の高校へのヒアリングからは、「高ストレスの生徒や、表面化しにくい課題等を抱える生徒の把握ができ、支援につながることができた。」「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとより濃い情報を共有して生徒のサポートを強化している。」などの報告が聞かれ、「WEB 上での子どものストレスチェック」が機能していることが示唆された。生徒自ら相談先を選択し、教育相談に繋がることにより、「SOS を出しやすい」環境整備に繋がったとも言える。

〈議長〉

- ・2 つ目は、「Take It Down」について、具体的には、どのような取組なのかという質問である。

〈NPO 法人企業教育研究会〉

- ・アメリカの青少年保護活動をしている団体と Meta (メタ) 社の取組である。Take It Down の利用対象者は、18 歳未満のときに撮影されたヌード、部分的なヌード、または性的に露骨な状況の画像や動画がオンラインでシェアされてしまった、または今後シェアされるかもしれないと思われる方である。例えば、自分が誰かに送った写真でも、現在その人から脅されていたり、その写真がどこかに投稿されていたりするケースも考えられる。その画像がシェアされたかどうかは定かではなくても、オンラインのどこかで表示されてしまわないようにするための支援を必要としている場合は、サービスが利用できる。
- ・TakeItDown. NCMEC. org/ ja/ にアクセスして [開始する] をクリックすることで始めることができる。
- ・現在、日本語版のプラットフォームが開設されている。

〈議長〉

- ・3 つ目は、「いじめ重大事態調査員の派遣」について、具体的には、どのような制度なのかという質問である。

〈児童生徒安全課〉

- ・令和 4 年度の状況で、いじめ重大事態の調査開始から報告書第 1 稿提出までに平均して 99 日かかっていた。調査の担い手が不足していることや調査が始まってからもそれぞれが仕事を持っているので、会議の日程調整が難航していることが原因と考えられる。そこを受け、いじめ重大事態調査員を今年度から、導入した。

- ・調査員は、会計年度任用職員で、1日7時間45分の週4日、35週勤務である。雇用した者は1名であるが、県行政でいじめ重大事態の対応をした経験、校長の経験、公認心理士の資格がある。
- ・学校がいじめ重大事態を認知後、調査員とスクールカウンセラースーパーバイザーが学校にもともとあるいじめ防止等の組織に加わり、調査を即時に開始する。調査員は、調査の進め方、事実認定の適否、報告書の書き方などを学校に助言する。集中的に会議を行い、2週間を目途に調査を完了するということを目標にしている。
- ・いじめにより不登校になっている事案について、児童生徒の保護者も、厳格な第三者性よりは、迅速性を求めている場合が多く、本県の制度は、県が雇用したいじめ重大事態調査員とスクールカウンセラースーパーバイザーが、いずれも、いじめの加害者と被害者に直接の利害関係がなければ、一定の第三者性があると整理している。
- ・迅速に調査を行い、最終的には出された報告書をスクールロイヤーに調査漏れや矛盾がないかのチェックを依頼する。

〈議長〉

- ・次に、いじめ問題対策に係る意見交換を行う。今回は、事前にいただいた意見をふまえ、4つの観点について、皆様と意見交換をする。
- ・1点目は、昨今、非常に大きな問題となっている「ネットいじめ」について、本協議会の構成機関である、ネットいじめ対策専門部会で協議しておりますので、その協議内容の報告を求める。

ネットいじめ対策専門部会部会長より「ネットいじめ対策専門部会」の協議内容(資料「ネットいじめ対策専門部会報告書」参照)を報告。

〈議長〉

- ・ネットいじめ対策専門部会から報告があった通り、この問題については、多くの機関や団体に協力いただき連携しながら取り組んでいる。NPO 法人企業教育研究会に話をいただきたい。

〈NPO法人企業教育研究会〉

- ・ネットいじめを経験している世代が保護者や若手教員になっている。児童生徒、保護者、教員が一緒の場で話し合うと一番本音が出る。保護者は過去と現在のネットいじめの違いや、どのように過去に解決したのかを話すことができる。若手の教員は子供たちと年齢も近く、子供の考え方も理解できる存在である。自ら経験したいじめについて話しにくい場合は、もしこういういじめがあった場合はどうするかという事例を挙げて、話し合いをする。1000か所ミニ集会や家庭教育学級、学校保健委員会等の場で、取り上げると良い。
- ・現在、オリンピックの選手に対するネットを介しての誹謗中傷が出ている。誹謗中傷の多くは大人が行っているが、大人のそのような姿を見て、子供たちがどのように考えるのかは、良い教材になる。
- ・オンラインゲームにおけるトラブルの未然防止に向けた授業プログラムとして、千葉県内の小学校が、授業を実施した。「こんなときどうする？」という問いに対して、「こうやって乗り切る」と答える形で個々に考えた。例えば、「ゲーム中、自分がミスをしてバカにされたらどうするか。」といった問いに対する答えを児童が考えるものである。個々に考えてきた内容を持ち寄り話し合っ、グループごとにトラブル

解決集を作成していった。答えの内容の良し悪しにこだわるのではなく解決策を話し合うことがトラブルの未然防止につながると考えている。

〈議長〉

- ・続いて千葉県警察本部生活安全部少年課から話をいただきたい。

〈千葉県警察本部生活安全部少年課〉

- ・警察で相談受理し対応したLINEいじめについて説明する。
- ・相談者は被害児童生徒の保護者が最も多く、このほか被害児童生徒の在籍する学校の教員からの相談も受けている。
- ・相談の内容は、グループLINEで被害児童生徒の悪口のメッセージを送られたというものが最も多く、被害児童生徒の画像を投稿したり、性的羞恥心を害する画像を撮影してグループLINEに投稿したりするなどの相談があった。
- ・相談に対して、被害児童生徒やその保護者の意向に寄り添った対応をしている。学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しているが、犯罪行為がある場合には、被害児童生徒等や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、事件化や加害児童生徒への指導警告などの措置をとっている。
- ・性的羞恥心を害する画像を撮影してグループLINEに投稿した件は、性的姿態撮影等処罰法違反として事件化しており、他にも同じ様な事案で被害児童生徒らが事件化を望まない場合でも加害児童生徒複数名に警察官が指導警告を実施した案件もある。
- ・警察対応を望まない相談もあり、その場合は教員が立ち会いの下、加害児童生徒やその保護者が被害児童生徒に謝罪して和解した事案や、その後の行為が無くなったため相談者の意思を確認した上で相談を終了しているものもある。
- ・警察としては、LINEいじめに限らず、いじめ事案全般に対して、学校等の関係機関との緊密な連携を図りながら、早期把握に努め、的確な対応を図っていきたい。

〈議長〉

- ・続いて意見交換の2点目のテーマ「加害児童生徒の対応」について千葉県少年鑑別所から話をいただきたい。

〈千葉県少年鑑別所〉

- ・加害生徒に関する相談において、学校との連携により高い効果が得られた事例について紹介する。
- ・学校内で暴力行為やSNS上の暴言があった生徒が、保護者に連れられ、当所の外来相談に来た。その生徒は、教員や保護者の目の届かないところで、暴力を振るったり、他の生徒に命令したりした。家庭や学校で指導はするものの、なかなか浸透せず、生徒自身も、どうしてそのようなことをしたのか、言葉にすることができないという事で困っていた。
- ・少年鑑別所では法教育に加え、法務省が作成した暴力に関するワークブックというものがある。それに取り組む中で、その生徒が思うように友達関係を構築することができず、自分の方に目を向けさせるために乱暴な振る舞いに及んでいたことを振り返ることができるようになった。
- ・問題行動につながる気持ちを生徒自身が自覚することができ、それを保護者と共有した。その後、家庭と学校、少年鑑別所の三者が一貫した働き掛けを行った。

- ・学校も生徒の問題行動の背景や生徒への関わりについて理解し、腰を据えて対応した。学校で問題があったことを家庭や当所で相談し、どんな気持ちになったか、どうすれば良かったかを話し、学校で適切な行動をとることができるようになるという形で、三者が共通の視点で見守ることができる良い循環を作ることができた。
- ・問題行動を起こす背景にはどのような要因があるかを明らかにし、それに応じた働き掛けをしていくことが重要であり、少年鑑別所はその問題行動に関するアセスメントを得意としている。アセスメント結果をもとに、家庭や学校と連携して、一貫性のある関わりを継続できたことで、問題行動が改善していった。

〈議長〉

- ・加害児童生徒の指導について参考になる助言を千葉県公認心理師協会からいただきたい。

〈千葉県公認心理師協会〉

- ・スクールカウンセラーの立場から加害児童生徒を指導する上での留意点について話をする。
- ・いじめ事案においては、加害児童生徒に対しては、学校の教員が関わることが多いが、加害児童生徒の背景に色々な問題があった場合、スクールカウンセラーにつながることもあり、そこから対応する場合がある。
- ・スクールカウンセラーが加害児童生徒と話をする際には、当然、いじめは肯定しない。その背景にあるのは何かということに焦点を当てて話を聴く。加害児童生徒がカウンセラーに会うことについて動機づけがないので、信頼関係を作るところから始める。
- ・関係性ができてくると、その時の振り返りや考え、そして今、どう思っているかというところを聴く。その中で、課題やストレスなどを理解し、一緒に考えていく。
- ・スクールカウンセラーとの信頼関係ができてくると本人の自己理解につながっていく。自己理解が促進すると、反省の気持ちが高まってくる。

〈議長〉

- ・大きな教育現場の悩みとして保護者対応がある。3点目のテーマを「保護者対応がうまくいかなくなる要因」とする。問題提起として、どのような課題を抱えているか、児童生徒安全課からの説明を求める。

〈児童生徒安全課〉

- ・いじめ事案における保護者対応について、次のような課題があると捉えている。
- ・いじめ自体は、十分解決可能な事案であるが、被害側、加害側のどちらか、又は双方の保護者が主張をゆずらず、それぞれの行為とその行為への反応の繰り返りで、事態がどんどん悪化し、長期化する。そのような状況の中、いじめの解消までは子供を登校させるわけにはいかないと欠席が続く。進捗がない状況で、その不満が学校や教育委員会への継続的な苦情となる。
- ・いじめ自体は、十分解決可能な事案であるが、加害児童生徒は別室で授業を受けるべきであるとか、加害児童生徒を転校させてほしいなどの強い要望が寄せられる。
- ・現場の教員が保護者対応に疲弊し、他の業務に影響する状況もある。
- ・これらの状況について、要因や対応のヒント等をいただければと思う。

〈議長〉

- ・保護者対応について意見をいただきたい。

〈千葉県小学校長会〉

- ・いじめは、未然防止が最優先で、早期発見、早期対応を心掛けなければならないが、いじめ発生時の初期対応が何より重要であるとする。ここを怠ると厄介なことになって、本来問題解決へのパートナーとなるべき保護者と学校が敵対するような関係になってしまうと先へ進まなくなると、事務局が話したような状況になるかと考えている。
- ・事実確認がきちんとされていない、被害・加害を早い段階から決めつけてしまい一方に肩入れする、大した問題じゃないと楽観視する、担任が1人で抱え込んで誰にも相談できない、これらは後々大きなトラブルになるだろう。
- ・そこで、勤務校や小学校長会では、いじめ問題に関わらず、学校初期対応の「さしすせそ」を大事にしている。さ：最悪の事態を想定して、し：慎重に、す：速やかに（素早く）、せ：誠意をもって、そ：組織で対応する。このうち1つでも欠けてしまった時に、トラブルになるんだと自戒の念を込めながら対応している。組織で対応の中には、必要に応じて外部機関との連携も入ってくる。
- ・保護者とは、学校と情報共有、そして合意形成を進めながら解決に向けて努めていきたい。

〈千葉県養護教諭会〉

- ・保護者対応については、児童生徒の成長発達を共に支える協力関係を保護者と結ぶるかどうかが、大切な問題と捉えている。「保護者の理解と対応（アンガーマネジメントの活用）」をテーマに、明後日に研修を予定している。また、養護教諭同士が孤立せず支え合える関係を築けるよう心掛け、運営をしているところである。その上で保護者対応がうまくいくためにという視点から2つの点で話をする。
- ・1点目。学校への要望が多かったり、質問が多かったりする保護者は、「怒り」が先だっただけで見えていても、根本には「不安」があるのではと感じることがある。我が子を大切に思う親心は当たり前であるので、その不安を受け止め、寄り添うことが大切である。
- ・2点目。事案が発生した場合の役割分担と多職種連携の重要性である。例えば、いじめと考える状況が起きた場合、学級担任と保護者との関係は悪化する場合がある。教頭等の管理職が保護者窓口となることで学校との関係が切れずに次の支援へとつながる。一方、子供と担任は関係が良いこともあり、子供の学習支援や進路選択へのサポートを担当が行う。スクールカウンセラーや養護教諭は、子供の気持ちを聞き、本人の言葉から状況を確認する。行政は、家庭支援を行いつつ、スクールソーシャルワーカーが入ることで、学校と連携しながら家庭を巻き込んで子供を軸に支援を行う。
- ・関係者でのケース会議が重要であり、状況や見立ての共通理解を図り、役割分担を行うことができる。頻繁に行うことが難しい場合、養護教諭が間に入って、関係者同士のずれが生じないよう、コーディネートすることもある。学校だけで解決することが難しいケースが多くなっており、関係機関が連携することで保護者対応含め、いじめ問題の解決に向かうと考えている。

〈千葉県PTA連絡協議会〉

- ・学校と保護者が信頼関係をもてるように努めることが必要である。いじめのアンケート

の結果を担当しか見てないケースや本人しか知らないといったケースもあるように伺っている。教職員がしっかり情報共有してチームとして対応してほしい。

- 色々な事情があると思うが保護者に対して、学校は第一報を速やかにあげてほしい。保護者は、自分を育ててくれた親の教えの中でしか生きていない。それ以上の経験がないので、受けた育て方でしか子供には対応できない。虐待を受けた親が自分の子供にも虐待をしてしまう話もよく聞く。子供それぞれの状況や様子を見て、気になったことがあったら、保護者に連絡をしてほしい。
- 学校からの便りや集金があった時などは、たいていの場合は子供が保護者に伝えることができた。しかし、子供と保護者のコミュニケーションがとれてないような家庭もあるので、現在の実情に合わせて、そのような家庭には、学校が一步踏み込んで保護者に伝える必要がある。また、保護者もチーム学校の中に入っていき努力をしていければと考える。

〈子どもと親のサポートセンター〉

- 当センターに寄せられている相談例から見ると「保護者が学校に相談し、その後の対応を約束したにもかかわらず、きちんと果たされないため納得がいかない」といったケースが挙げられる。例えば、「複数の教職員で見守るはずなのに目を離している」「学級担任を指導すると言ったのに何も変わっていない」などである。
- 学校では、保護者からいじめの相談があれば、児童生徒からの聴き取りをして事実確認をする。しかし、今後の対応について求められたときに、安易な回答や、できもしない約束をしてしまうことで、学校に対する保護者の不信感を招き、状況を悪化させてしまうことがある。更に状況が悪化すると、加害者側と被害者側との板挟みとなり、双方が複数の保護者とグループを組んで、教育委員会始め様々な機関に発信し、警察や弁護士への対応を迫られる場合もある。
- 被害側にも加害側にも、学校としてできることとできないことをはっきりと伝えず、その場しのぎの約束や時間の経過とともに曖昧にしまい、学校としての発言に最後まで責任を持たずにいる状況をつくりだしてしまったケースでは、保護者対応が非常に困難となっている。相談機関の立場としては、学校現場で保護者対応がうまくいかなくなる要因の1つには、保護者に対する学校の初期対応のまずさがあるのではないかと考えている。
- 当センターでは、学校における初期対応のまずさから起こったこのような相談に対して、保護者からの話を丁寧に聴き取り、様々な不安や怒りを受け止め、まずは心の安定と落ち着きを取り戻せるまでじっくりと傾聴する。そして、いじめの問題や悩みを抱える児童生徒や保護者の心情に寄り添いながら、学校等関係機関との連携を図り、少しでも児童生徒の学校生活が改善できるよう、継続してサポートしている。
- 一方、学校に対する支援や研修の実施機関の立場からは、学校現場の管理職や教職員向けの研修で、適切で迅速な初期対応の重要性について取り入れるとともに、学校からの要請を受け、校内研修や個別相談に積極的に応じている。

〈千葉県弁護士会〉

- 学校における、いじめ問題に関する保護者対応については、弁護士のもとにも相談が寄せられる。具体的には、県教育委員会スクールロイヤー宛の相談として、いじめ問題に絡んだ保護者対応がテーマとなるものが相当数ある。そして、いじめ重大事態調査の第三者委員として接する事案にも、保護者対応に大きな課題があって事態が重篤化したと考えられるものが散見され、他職種委員と、再発防止策について頭を

悩ませている。

- ・保護者対応について、弁護士からよく話をするのは、「子供の利益のために」という点では、学校と保護者との利害は一致している、ということである。子供の利益に焦点をあてて問題を収斂していくことが、保護者対応でのトラブルを回避するひとつの指針となると考える。自分の子供のことが心配・不安になるあまり、保護者は、冷静に学校と話をするのが難しい状態になってしまう。子供の利益を追求する点では学校は味方なのだ、という視点を示すと、保護者も落ち着いて、冷静に協議ができる状態になり、多くのトラブルは回避できるのではないかと考える。
- ・相談内容の傾向を見ると、保護者対応の場面においては、学校の対応がぞんざいであるというケースよりは、むしろ学校が保護者に丁寧に対応しすぎて、振り回されているというケースも多いように思う。保護者に対しては、子どもの利益を共に追求する者同士、敬意をもって接するのは大前提だが、そのことと、学校の業務に支障を来すような、何時間にもわたる電話、面談等、不当な要求に漫然と応じることとは異なる。「不合理」な要求は、断ってかまわない。子どもを預かっているという継続的な関係があることから、なかなか、保護者に対して毅然とした対応をとることには躊躇があり、そもそも断ってもよい、という発想自体がないというのが、現場の教職員の感覚かもしれない。この発想を転換するのがポイントである。
- ・具体的な、子どもの利益に問題を収斂する方法、保護者に敬意を払いつつ不当要求には毅然と対応する方法等については、千葉県弁護士会から推薦されている県教委のスクールロイヤーが、毎年、生徒指導主任・管理職向けに研修を行っている。そこで詳しく話しているので、研修内容を学校で共有し、役立ててほしい。

〈千葉県特別支援学校 PTA 連合会〉

- ・初期対応の事実確認をしないままスタートし最後の解決までに時間がかかり色々な人が傷ついたという事案、怪我をした写真を相手側に見せることで謝罪に至った事案、教職員が研修を経ることで学校の対応が改善された事案などがある。
- ・いじめ事案を解決していく中で警察や病院など関係機関からの助言が子供の心に響き、子供が成長する場合がある。子供たちが事案を乗り越えて成長していき、より良い人生が送れるように、学校は様々な機関との連携を進めていってほしい。

〈議長〉

- ・悲しい事案が繰り返されないために未然防止が重要であると考え、4 点目のテーマ「いじめの未然防止」について学習指導課より意見を求める。

〈学習指導課〉

- ・千葉県の道徳教育において、いじめの未然防止に関する取組を3点説明する。
- ・1点目は「特別な教科 道徳」の授業についてである。各小中学校では道徳が教科化され、授業を実施している。小中学校の授業において、いじめに関する内容も扱っており、各校ではいじめの未然防止に努めている。高等学校では、道徳教材を作成し、情報モラルの学習等も取り入れている。情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てられるようにし、いじめの未然防止にもつながっている。授業では、「考え、議論する」道徳への質的転換を進めている。各校では、子供たちが考え、議論する場を設定し、他者との対話場面を設定することで、他者と自分の考えを比較し、他者の考えを知ることができ、他者理解にも繋がり、いじめの未然防止となっている。
- ・2点目は千葉県道徳教育映像教材の活用についてである。各校へ映像教材を効果的に

授業で活用していただくよう啓発している。千葉県の道徳教育の主題について深く考えさせるとともに、高い道徳性を身に付けさせ、豊かでおおらかに、そして、自信にあふれた頼もしい人間に成長することを目指し、各校に配付した。各種研修会等でもこの映像教材を紹介しており、今後もいじめの未然防止の観点からも各学校での積極的な活用を啓発していく。

- ・3点目は各種研修会でのいじめの未然防止に関する啓発についてである。各種道徳教育に関する研修会においても、いじめの未然防止に関する講話を行っている。いじめの未然防止の重要性を教員間で共通認識することが重要である。大学教授や指導主事などからの講話を受けて見識を高めてほしい。

〈議長〉

- ・続いて、千葉大学子どもこころの発達教育研究センターより、話をいただきたい。

〈千葉大学子どもこころの発達教育研究センター〉

- ・未然防止の取組の1つとして、小学校でのいじめ防止を目的に「いじめ防止」教育ビデオを作成し、YouTube上で誰でも視聴できるようにしている。いじめ防止ビデオは、子どもが興味を持てるようにアニメーションを使った教材となっており、子どもの集中力が持続できるように1回10分×3本（計30分程度）のコンパクトな構成となっている。内容は次のとおりである。
- ・1本目は、いじめに関する基礎知識である。いじめの定義、分類、心身へのダメージ、法整備など、「いじめは絶対にいけないこと、決して許されないこと」というメッセージを伝えている。
- ・2本目は、いじめの被害にあった時の対処法である。いじめ被害にあった場合「自分が悪い訳ではない」ということ、いじめの現場から離れること、なるべく早く信頼できる3人以上の複数の大人や友人に相談することの大切さを伝えている。
- ・3本目は、いじめの傍観者になった時の対処法である。周りができることはいじめを止めること、見て見ぬふりをしているといじめはもっと酷くなるということ、複数の大人や友人に報告することが大事であることを伝えている。告げ口との違いも具体的に示している。
- ・この動画を視聴した子供たちが、視聴していない子供たちと比べて、視聴3か月後の調査において、いじめに対する正しい知識を身に付けられていることが、当時特任研究員で臨床心理士の横尾氏らの研究で明らかになっている。
- ・このいじめ防止ビデオは、子供たちに共感しやすさと分かりやすさを追求したストーリーと解説になっており、短時間でいじめ防止に関する知識が修得できる簡便さからも、県内外の学校現場から「教材として使用したい」という要望が時々寄せられる。
- ・当センターとしても、このような動画教材を用いた予防教育を他の取り組みと並行して行っていくことが望ましいと考えている。

〈議長〉

- ・全体を通して意見や補足事項をいただきたい。

〈千葉県社会福祉士会〉

- ・いじめ問題の解決にあたってスクールソーシャルワーカーを活用していただきたい。チーム支援、チームをどうするかという点において、ソーシャルワーカーの技能が発揮される。

〈NPO法人企業教育研究会〉

- ・「あなたが辛い状況にあるのは、あなたの努力が足りないからだ、だから努力しろ」という自己責任的なことを考えがちになるが、考えない方が良い。例えば保護者が、子供がいじめを受けてしまったのは自分の育て方が悪いせいだとか、教員もいじめが発生した時にそれは自分の指導力が足りないからだ、責めることはない。保護者や学校、地域が寄り添いながら、あなたは一人ではない、あなたが悪いわけではない、みんなで行きましょうということを認識することを、道徳の根底にした方が良い。あなた自身は悪くないが、行為が問題であると建設的に対応すると良い。
- ・子供たちの寝る時間が減っている。小学校低学年に情報モラル教育を実践した際、寝る時間が夜中の2時、3時、4時の児童もいた。寝る時間が遅いと健やかな体や心を育むのは難しい。相手を許すとか、相手に思いを伝えるなどの健やかな心を育むベースには、寝る時間が関わっている可能性もありそうだ。

〈議長〉

- ・皆様からの貴重な意見を本県のいじめ対策に、より効果的なものになるようにして参りたい。

6 諸連絡

7 閉 会